

# 日田市立淡窓図書館窓口業務等委託に係るプロポーザル実施要領

令和8年5月12日

## (目的)

第1条 この要領は、日田市立淡窓図書館の窓口業務等（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

## (公募型プロポーザル方式の採用)

第3条 窓口業務は本の貸出だけではなく、司書有資格者の確保、図書館業務に関する考え方、レファレンス技能など専門性及び豊富な経験が必要であることから、価格のみによる業者の選定とせず、総合的に審査し、契約交渉相手方を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

## (手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 日田市立淡窓図書館窓口業務等委託業者募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

- (1) 日田市公示板
- (2) 日田市ホームページ

## (募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行委託期間など
2	見積限度額	見積限度額
3	実施形式	公募型プロポーザル方式

4	参加資格要件	必要な参加資格、過去5年間の受託実績
5	参加申込・資格審査	参加申込方法、提出書類、受付期間
6	企画提案要領説明会	出席人数など
7	質問及び回答	質問方法など
8	企画提案書の作成 及び提出方法	提出書類、提出方法、提出期間など
9	審査方法及び 審査内容	審査の項目・配点、審査型式など
10	審査結果及び 契約手続等	契約交渉相手方等の決定など
11	書類提出先及び 問合せ先	担当部署、連絡先など
12	その他	提案費用の負担、辞退の取扱、失格事項など
13	選定スケジュール	公告から契約締結までのスケジュール（予定）

（参加資格要件）

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日において日田市物品供給契約に係る指名停止を受けていないこと及び指名停止の要件に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている場合、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申し立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (6) 財務状況が健全であり、3年間継続して業務遂行が可能であること。
- (7) 図書館業務の専門性・特殊性を理解し、業務遂行にあたって適切な業務執行体制を確立でき、人材の確保・養成ができること。
- (8) 公立図書館の業務委託または指定管理の受託経験があること。  
但し、分館のみの受託、公民館図書室等類似施設のみの受託は経験として認めない。

（失格基準）

第7条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。

- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

第8条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 参加申込書等の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 市は、参加申込みを行った者（以下「参加申込者」という。）の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書（様式第3号）により通知する。
- 4 前項の規定による審査の結果、参加資格がないとされた者は、同項の規定による通知の日の翌日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- 5 市は、前項の規定により、理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答しなければならない。

(参加辞退)

第9条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、参加辞退届（様式第4号）を日田市立淡窓図書館に提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(審査)

第10条 第8条第3項により選定された審査参加資格者は、審査提案書（任意様式）を提出するものとする。

- 2 前項に関する提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 日田市立淡窓図書館窓口業務等委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング審査（プレゼンテーション等）を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 4 企画提案者には、ヒアリング審査の日程等をヒアリング審査通知書（様式第8号）にて通知する。
- 5 前項によりヒアリング審査参加資格者となった者は、ヒアリング審査参加者届出書（様式9号）を提出するものとする。

6 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までにヒアリング審査参加者全員に書面により通知するものとする。

7 審査結果に関する質問及び異議申し立ては、一切受け付けない。

(審査結果の公表)

第11条 市長は、前条第3項による審査結果については、日田市ホームページで公表するものとする。

(随意契約の締結)

第12条 第10条第3項により決定された契約交渉相手方と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

2 第10条第3項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第13条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング審査等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (3) 提出書類については、返却しない。
- (4) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (5) 提出書類については、非公開とする。

(その他)

第14条 本要領に定めのない事項については、選定委員会において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月12日から施行する。